

はかた寿園の入所申し込みに関して

入所申し込みも定期的な更新が必要です。(介護保険証の更新時等)

- ① 申し込みの更新がされない場合は、取り消しとみなし名簿から削除されます。

以下の方は特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の入所は出来ません

- ① 要介護3から5で無い方: 要支援1及び2、非該当(自立)の方は入所の申し込みも出来ません
- ② 要介護1及び2で特列入所の要件に該当しない方
- ③ 病状が不安定で、医療機関から退院困難と判断された方は順位を繰り下げます。
- ④ 常時の医療行為を必要とされる方
(人工呼吸器装着者、気管切開、持続点滴、鼻や咽の奥深くまでの痰の吸引が夜間も必要な方等)
※上記以外の医療行為も対象になる場合があります。詳しくはご確認ください。

以下の場合には、退所となる場合があります。

- ① 介護認定の更新で、要介護状態で無くなった場合。
※要支援、非該当となりますと、保険証更新とともに即時の退所となりますのでご注意ください。
- ② 介護認定の更新で、要介護1又は2となり、特列入所の要件に該当しない場合。
- ③ 常時の医療行為が必要になった場合。
※嘱託医等の検査に基づき、ご家族の了承のもと、延命治療を望まれない場合は、相談の上対応致します。
- ④ 職員の対応や制止にも関わらず、他の利用者や職員に暴力行為を繰り返す場合。

入所に関する基本的な条件

- ① 介護保険の趣旨に沿い、自立支援(自分で出来るようになる事、また、やり続けられるように支援)を行います。
要介護度や介護の必要性に応じた介護を行いますので、至れり尽くせりのお世話をご希望されても叶わない場合があります。
- ② 入所後の医療は、原則として嘱託医(白石医院、喜多嶋診療所)に依頼し、職員はその指示により療養・介護をする事となります。
入院等に関しましては、原則希望等を取り入れながら嘱託医から紹介して頂くようになります。
- ③ 身体拘束(車椅子やベッドに縛る事等)は、ご家族からの依頼があっても、原則実施できません。
- ④ 地域社会との交流や、家族との交流を行い、地域の一員として暮らせるように支援していきますので、ご家族の協力をお願いする事があります。
面会や行事参加を義務付けるものではありませんが、預けっぱなしや無関心にならない様にお願いします。
- ⑤ 日常の生活動作を中心とした機能訓練を行います。ただし、理学療法士等の専門職が不在なため、医療機関や老健施設のような専門的なリハビリは実施出来ない場合があります。

上記内容をお読み頂き、了承された上でお申し込み下さい。

入所契約時での注意事項

施設と、本人(又は身元引受人)との利用契約により入所となります。

そのため、契約締結時に身元引受人予定者をあらかじめ定めておいて下さい。(第三者契約)

また、身元引受人予定者がいない場合でも、本人の契約により入所は可能です。(本人契約)

しかしながら、認知症などで意思疎通が困難な場合には、契約締結が出来ませんので、

入所申込み後に「成年後見制度」等を活用いただき、契約事務が出来る体制にしておいて

下さい。(親族等の申立者が不在の場合は、市町村長の申し立てが出来ます)